

福岡市役所本庁舎西側ふれあい広場活用提案評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 福岡市役所本庁舎西側ふれあい広場の活用にあたり、事業者公募における提案内容について、専門的かつ客観的な視点から広く意見を聴くため、「福岡市役所本庁舎西側ふれあい広場活用提案評価委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(委員会の目的)

第2条 委員会では、次の事項について、委員から参考となる意見を収集する。

- (1) 事業者及び事業提案書の評価に関すること
- (2) その他事業の推進に関し必要な事項に関すること

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる委員4名をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 公認会計士 1名
- (3) 福岡市職員 2名

2 委員は前条における事業者と特別の利害関係を有してはならず、委員会の公平性・公正性を損なってはならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、施行日から市が事業者を決定する日までとする。

(組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を主宰し、委員会の議事進行を行う。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市長は、委員の意見聴取を行うため、委員会を開催することができる。

2 市長が必要と認めた時は、委員以外の者の出席を求め、説明またはその意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(解嘱)

第8条 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

2 市長は、前項の規定により委員を解嘱した場合は、専門的な知識または経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、新たに委員を選任することができる。

(会議の公開)

第9条 委員会は、福岡市情報公開条例第7条第2号及び第38条ただし書きにより、原則として非公開とする。

(事務局)

第10条 委員会の庶務を処理するため、事務局を財政局財産有効活用部財産管理課に置く。

(運営の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。